



特別区の問題点を突きつけた 東京23区の 廃プラスチック分別変更

□ 23区プラスチック懇談会 植田靖子

□ 都から区へ 何のため誰のための移管なのか？

東京23区は、東京23区は、これまで不燃ごみとして廃プラスチック（廃プラ）を埋め立て処分してきました。しかし東京湾にある処分場（中央防波堤外側埋立処分場）の逼迫と東京都が廃プラを焼却不適物から埋立不適物に変更したことを理由に、廃プラの分別区分を可燃ごみに変更しました。

23区以外の方々は、これによって23区が一齐に廃プラの全量焼却を開始したと思われがちですが、実は区によって分別変更の内容も開始時期もさまざまです。それは次のよう理由からです。

2000年4月1日、清掃事業が都から23区に移管されると同時に、23区は共同でごみの中間処理（清掃工場での焼却）を行う【東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）】を設立、処分場は今まで通り都が管理し、各区が自前でする清掃事業は、収集運搬だけでした。この経緯から、ごみの収集は各区事項であり「廃プラの分別収集の方法」は各区の自由でした。

一方、分別変更で清掃一組が廃プラを可燃ごみとして焼却するには23区の了承が必要です。そこで05年10月、23区の区長会で「廃プラの焼却処理は問題なし」と説明し、区長会は08年度

特別区

東京都にある区のことを特別区と言い、東京にしかない。特別地方公共団体の一種で市町村に準ずる基礎的自治体ですが、市的権能にある程度制限があります。法人格があり、政令指定都市の区とは全く異なります。

から廃プラのサーマルリサイクル本格実施を申し合わせますが、ここでも廃プラの扱いは統一せず各区の自由選択としました。

翌06年、23区は東京都時代から35年間不燃ごみとして収集してきたプラスチック類や皮革・ゴム類を合わせて可燃ごみに分別区分を変更し、同年7月から品川区、大田区、足立区、杉並区の一部地域でモデル実施が始まり、一番最後に09年3月、容器プラの資源回収と同時に江東区が始め、23区全区で実施となりました。

□ 廃プラの資源化 各区バラバラの影響は？

しかし、容器包装リサイクル法に則ってペットボトル以外のプラスチック容器（その他プラ）を資源として分けて収集する区と、その他プラのほとんどを原則「可燃ごみ」とする区があり、分別区分が区ごとにバラバラの現状は、清掃工場の現場や市民にとってこれほど理不尽でやっかいなことはありません。

ごみの分別収集は各区で行われても、その搬入先の清掃工場は清掃一組の所有ですから、廃プラの資源化を実施している区にある焼却炉に廃プラを可燃とする区のごみが運ばれたり、そもそも焼却炉がない6つの区のごみも持ち込まれます。

その上、工場の定期メンテナンスや急な故障で焼却炉を停止している時には通常の搬入先を変更し、トラブル時でもごみ処理が滞らないように搬入調整しますから、いつどの工場にどんなごみ質が持ち込まれるか安定しません。中には廃プラを資源化していない区のごみは持ってこないよう

に、と注文を出した区もあると聞いています。

分別変更以前は5～7%で安定していた可燃ごみ中のプラの混入率は、分別区分変更後は20%近くになったこともあります。最近では12～17%程度になっているようですが、当初清掃一組が想定したプラ混入率10%程度はあっさり崩れました。

この分別変更で、何でも可燃ごみにすればいいと思込んだ市民も多く、35年間維持してきた分別意識が急速に薄れ、不燃であるべき針金類や金属類など以前なら考えられないものまで可燃ごみとして焼却炉に紛れ込む事態も起こりました。

■ 焼却炉の安定した安全稼働は大丈夫か？

当然、焼却炉の運転や管理方法にも影響をもたらしています。

廃プラの混入率が上がったことで、ごみの投入量を減らしたり炉内に水を噴霧したりして炉内が高温になるのを抑えています。また、塩化水素や窒素酸化物、重金属類等が増え、中和するための薬剤の投入量も増えたり、廃プラが炉内で溶けて固まって詰まったり、はがれ落ちる時に一緒に炉壁の耐火物も落ちたり、水管の肉厚の減りが早くなったり、主灰飛灰の質が変化したりするなど、現場では安全稼働を維持するために日々苦労しているのが実態です。

年4回実施される排ガス等の実証確認データの数字は、これまでは基準値をオーバーすることもほとんどなく、まれに異常な数値が出ると、廃プラ焼却の影響ではなく「たまたま」であり、問題ないと清掃一組は言い続けていますが、数字だけでは現場の状態は伝わりません。むしろ、これから廃プラ混焼の影響がさまざまな形で出てくることと思います。

■ 区長たちは本気で自治の拡充を目指しているか？

東京都から23区に移管され市民に身近になるはずだった清掃事業が「23区、清掃一組、都による25自治体」の分担事業となり、より複雑で

責任の所在もはっきりせず、市民の声が反映しにくい構造になりました。今回の廃プラの分別変更では、23区の対応がバラバラで中間処理にも多大な影響を及ぼしています。

23区には現在焼却炉と灰溶融炉合わせて57炉もあり、以前からごみ量に比べ焼却能力が過大だと指摘されています。年々ごみ量は減り続け、今回の分別変更でもごみは減っていますから、ごみ量に見合うように多すぎる焼却炉を減らすことが、環境の改善と大きな経費削減になります。

廃プラの資源化は、新たな施設の建設等で費用の増加を招くのではなく、逆に莫大な費用がかかる焼却炉を減らす経費削減であることを、23区長と区議会が正しく認識し、全区で統一して廃プラの資源回収に舵を切ることが市民の願いです。

そして、23区の区長会は、正式な決定機関ではなく、あくまで任意団体であることを踏まえ、これまでの上意下達のような振る舞いをやめ、各区議会の議論を十分反映した相互調整と連携の場に徹することです。

23区は、各区がごみ減量努力をするための「負担の公平」という、ごみ量によって負担金を支払う制度を新たに設けました。しかし焼却炉のない区の中には負担金さえ支払えばいいと考える区もあるようです。

23区の廃プラの分別変更は、「自治の拡充」を目指す特別区が、形は一人前でも中身はまだまだ自立しきれない中途半端なことが市民にもはっきり分かった出来事でした。

08年10月時点で、容り法による「その他プラ」の資源回収に取り組む区は9区でしたが、2010年3月には14区に増え、2012年にはさらに1区増えます。このように現在23区の半数以上が廃プラを資源回収しています。

今後は国もCO2削減にますます力を入れますから、当然残り8区も本当に自立した自治体ならば、廃プラの資源化実施に踏み切るでしょう。